

開催日時：2003年7月8日（火） 15:00～18:00

場 所：京都リサーチパーク 2階 ルーム1、ルーム2-A、ルーム2-B

参加者数：委員17名、他部会委員1名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

本日の検討会の進め方

部会長より、本日の検討会の進め方や今後の審議の進め方等について説明が行われ、7/12の委員会で中間報告を行い、8/25の次回部会にてとりまとめ案の検討をめざすことが確認された。

説明資料（第2稿）の検討について

全体で、ゾーニングの考え方や河川環境の基本的な考え方について意見交換が行われた後、自然環境班、水質班、利用班に分かれて、資料2-1「説明資料(第1稿)および(第2稿)等の環境利用部会に関連する部分についての論点、意見等」をもとに意見交換が行われた。その後、再度全体で集まり、各班での意見交換の内容について報告が行われた。

最後に、部会長より、次回部会までのとりまとめの進め方について、「今後も委員から意見を出して頂き、最終的な案のとりまとめは部会長と部会長代理に一任頂きたい」旨が確認された。

<全体での意見交換>

6/17に開催された、「ゾーニングに関する検討会」の内容報告をもとに意見交換が行われた。

自然回復・保全のための地域指定（ゾーニング）および河川環境の基本的な考え方（マスタープラン）について

- ・ 環境保全の目標を具体化するための何らかの手法が必要であるが、地域指定のあり方については地域の将来像も含めて今後検討していくべきであり、現時点で具体的には示せない、との考えが確認された。
- ・ 「地域指定を検討するには、環境保全や回復の目標や進め方を示した考え方（マスタープラン）が必要」「目標は、委員会、専門家、住民、自治体等を含めた議論を経て設定されるものであり、そのための具体的なステップやプロセス（専門家、住民を交えた議論の場の立ち上げ等）を説明資料に追加していく必要がある」等の意見が出された。

<検討班での意見交換>

自然環境班

- ・ 自然環境の保全・回復はピンポイントで考えるのではなく、連続性のある面的な広がりを考慮し全体として考えるべき。
- ・ 地域の特性に応じて個別に保全・回復策を検討することが重要。

- ・地下水は自然環境を考える上で重要な資源であり、今後議論が必要。また、外来種対策については自然環境面からの議論が必要。
- ・河川環境に関して「検討」となっている事項は、河川管理者も委員も分かっていない事が多いため、今後、どのように検討していくべきか、プロセスを委員会が明確にすべき。
- ・自然環境と治水、利水を対等に考える、という河川法の理念に基づいて、例えば、ダムについては環境へのマイナス面をきちんと考慮して代替案を考えるべき。

#### 水質班

- ・従来、河川管理者にとって外から与えられるものであった水質について、流域全体を見渡して管理する方向へ進めるべき。
- ・水質と水量を流域全体で統合的に把握し、考えるべき。量と質のバランス、関係が分かるような仕組み、場が必要。
- ・水質の目標設定をどこでどのように行うかを明確にすべき。
- ・水位、水量について、生態系、生物多様性への影響や水需要、水利用、治水との関連等を総合的に把握し議論できる場を設置すべき。

#### 利用班

- ・水面の利用に関して、提言では、推進すべき利用と規制すべき利用を峻別すると述べているが、説明資料では水面利用に関しては規制すべきものの記述はあるが、推進すべきものが記載されていない。生態学的な面も考慮して規制について検討すべき。
- ・河川敷の利用については、河川敷の将来の在り方を示すマスタープランに基づいて、グラウンド等を堤内地に戻すためステップを示していく必要がある。
- ・漁業については、琵琶湖などの内水面漁業と河川で行われる漁業とは、根本的に異なった扱いになっており、こういった点についても検討・考慮した内容として頂きたい。
- ・関連施策として述べられている、「4.8.1 淀川河川公園」に記されている、「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」の内容を明確にすべき。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。